

東広島市の

# 企業立地 に関する 助成制度

企業の投資を  
強かに  
バックアップ

## 企業立地促進助成

### 助成金区分

#### 工場等設置助成金(新設)

新設された工場等が、操業開始までに取得した固定資産(家屋・償却資産)に係る固定資産税納付額に相当する額

【交付限度額】  
上限なし

**3年間交付**

#### 工場等設置助成金(増設)

増設された工場等が、操業開始までに取得した固定資産(家屋・償却資産)に係る固定資産税納付額に相当する額

【交付限度額】  
上限なし

**3年間交付**

#### 施設設備更新助成金

操業開始から10年以上経過した既存工場等が施設・設備更新等を行った場合、当該固定資産(家屋・償却資産)に係る固定資産税納付額に相当する額の30%

【交付限度額】  
3億円/年

**30% 3年間交付**

#### 雇用 助成金

東広島市内に住所を有する新規雇用常用従業員1人あたり

【交付限度額】  
上限なし

**20万円  
交付**

新規雇用常用  
従業員が  
障害者の場合  
20万円加算

### 要件

#### 立地場所

区分	地域要件
新設・増設	次のいずれかに該当するもの ① 用途地域が、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 ② 開発面積5ha以上又は分譲面積1ha以上の規模を有する産業団地 ③ 敷地面積5,000㎡以上かつ延べ床面積2,000㎡以上の工場等
更新	市内全域

#### 対象業種

製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、卸売業、専門サービス業、技術サービス業、自動車整備業、機械等修理業、学術・開発研究機関、植物工場(施設内で植物の育生に必要な環境をLED照明や空調、養液供給等により人工的に制御し、季節を問わず野菜等を連続的に生産できるシステムのある施設)

#### 対象施設

工場、学術・開発研究等施設、流通施設

#### 投下固定資産総額

3,000万円以上

#### 常用雇用する従業員

従業員数の  
10年間維持

# 産業用地開発助成

土地の  
造成

## 助成金区分

### 産業用地開発助成金

民間遊休地を取得して工場等を建設する場合、建物等の撤去、インフラの整備、敷地内進入路の整備、土地の造成に係る費用の25%

[交付限度額]  
5,000万円

25%交付

## 要件

### 対象用地

次のいずれにも該当するもの。

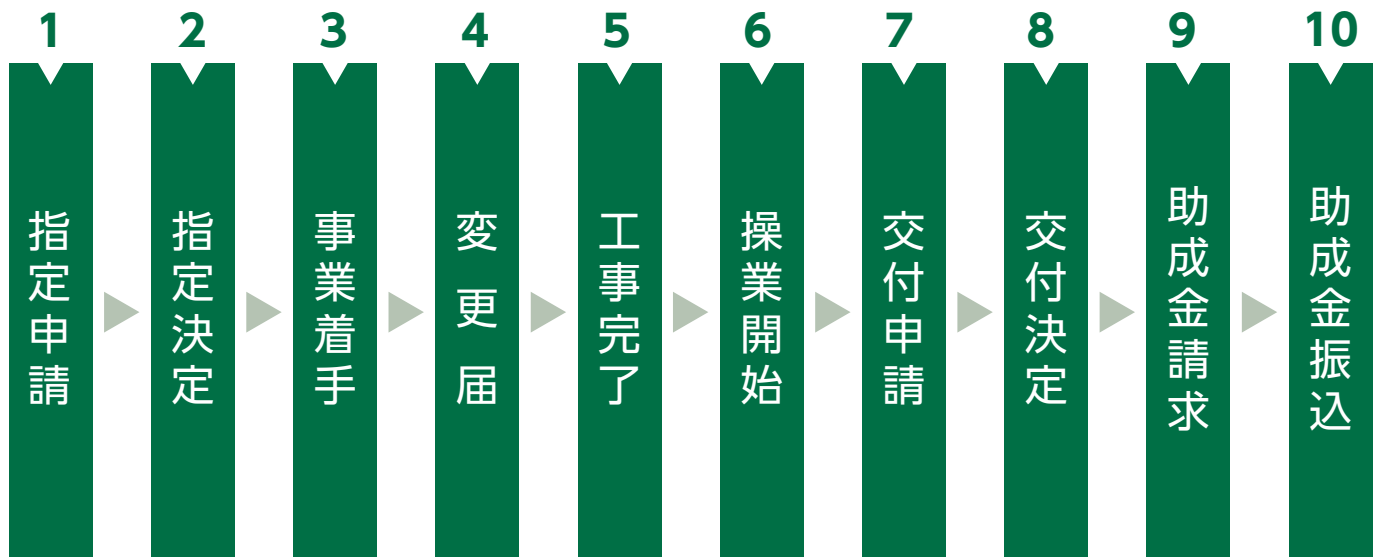
- ① 市内の5,000㎡以上の民間遊休地
- ② 自社が行う業務の用に供する土地

### 対象者

対象用地に、自社で事業を行うための施設(工場、学術・開発研究等施設、流通施設)を建設する者。



## 助成の手続きの流れ



※「①指定申請」は、「③事業着手」の1か月前までに申請してください。

また、工場等設置助成金など複数年度にわたり助成金を支出する場合、年度毎に⑦～⑩の手続きを行います。

制度の活用には、必ず事前の申請が必要となります。  
詳細の内容と併せて事前にご相談下さい。

## 東広島市 産業振興課

〒739-8601

広島県東広島市西条栄町8番29号

TEL (082) 420-0921

FAX (082) 422-5805

E-mail hgh200921@city.higashihiroshima.lg.jp

東広島市産業振興課  
ホームページ

